

# 国民年金

## ご存知ですか？ 保険料の免除制度

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158  
 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

### 保険料の納付が困難なときは

平成22年度の国民年金保険料は月額1万5100円です。

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を納めることが困難だからといって、未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

保険料を納めることが困難な場合は放置せず、お気軽に保健医療課または三次年金事務所へご相談ください。

### 保険料免除制度

保険料免除制度には、下の表のとおり5種類の区分があります。

保健医療課または各支所市民生活室に申請し、年金事務所で審査・承認を受けると、後日はがきで結果が通知されます。

この審査は前年中の所得をもとに行われるため、免除または猶予される期間は、前年中の所得の証明が確定した後の7月から翌年6月までとなります。現在、免除または猶予されている方も引き続き審査を希望される場合は、7月以降に改めて申請が必要です。(継続審査対象者は除く)

※失業・災害などの特別な理由により免除を希望される方については、特例措置があります。詳しくはお問い合わせください。

### 免除申請に必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑(本人が自署する場合は不要)



### 保険料免除の種類

免除の種類	保険料	所得審査対象者	審査対象者一人当たりの審査基準 (一人一人について審査し、全員が以下の金額の範囲内の所得である場合に承認されます)	老齢基礎年金の		障害基礎年金 遺族基礎年金 受給資格期間
				受給資格期間には	年金額の計算には	
①全額免除	月額0円	申請者本人 配偶者 世帯主	(扶養親族等の数+1)× 35万円+22万円	○入ります	○免除区分に応じた割合で算入されます	○入ります
②若年納付猶予 (20~29歳)	保険料納付を猶予します。 10年以内に追納すると通常に納付したことになります。	申請者本人 配偶者	(扶養親族等の数+1)× 35万円+22万円	○入ります	×算入されません	○入ります
③一部納付 1/4納付	月額3,780円	申請者本人 配偶者 世帯主	78万円+ 扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等	○入ります	○免除区分に応じた割合で算入されます	○入ります
④一部納付 半額納付	月額7,550円	申請者本人 配偶者 世帯主	118万円+ 扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等	○入ります	○免除区分に応じた割合で算入されます	○入ります
⑤一部納付 3/4納付	月額11,330円	申請者本人 配偶者 世帯主	158万円+ 扶養親族等控除額+ 社会保険料控除額等	○入ります	○免除区分に応じた割合で算入されます	○入ります

### 注意!!

③、④、⑤の一部納付を承認された場合は、減額後の保険料を納付しないと『未納』という扱いになります